

## 申第20号に対する窓口説明 過去最高の純利益！JR発足25周年！ 会社は社員の功績に報いるべきだ！

11月20日、申第20号「2012年度第2四半期決算に基づく特別手当等に関する申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。申第20号は、第2四半期決算において過去最高の純利益を上げたことと、JR発足25周年を迎え会社をここまで発展させた社員の功績に対し、福利厚生の意味を込めて、年末手当とは全く別の形で特別手当として一律5万円と商品券5万円相当の支給を要求していたものです。

会社は申第20号について、「年末手当の上積み要求进行するものであり信義則違反である。すでに妥結した年末手当に関する要求に応じるつもりはない」と説明しました。また会社は「貴側が年末手当の妥結を撤回するならば議論に応じるのはやぶさかではない」などと居丈高な態度をとりました。さらに「これから議論をするとするとJR東海労組員だけ年末手当の支給が12月10日より遅れることになる」と、恫喝まがいの態度をとってきましたが、本部は「特別手当は年末手当とは全く別のものである」「会社は要求に応じるべきだ」と粘り強く主張しました。しかし、会社の不誠実な態度は変わらず、対立を確認すると共に「年末手当の妥結を撤回する考えはない」ことを明らかにしました。

### 2012年度第2四半期決算に基づく特別手当等に関する申し入れ

JR東海労は11月15日、2012年度年末手当について、不本意ながら支給月数2.95ヶ月で妥結した。会社は年末手当回答にあたり「一段と厳しい経営環境にある、当社の期末手当の水準は世間相場と比較して極めて高い水準にある」などと考え方を示した。

会社の業績は、第2四半期において連結・単体とも過去最高の純利益を計上した。通期においても上方修正を行い、昨年を大幅に上回るとの決算予想がされている。ここまで会社の業績を回復させてきたのは社員の努力にあることは言うまでもない。社員が節

電協力、災害復旧、効率化、低コスト化、休日出勤等会社の施策に協力してきたからこそ、会社の業績が大きく伸びたのである。この社員の労苦に十分に応えることは、会社として果たすべき当然の義務である。ところが会社の回答は、昨年 of 年末手当と比較し 0.05ヶ月の増というものでしかなかった。この回答は、安全・安定輸送のために額に汗して懸命に努力している社員に全く応えていない。満足する報酬があつてこそ、働く意欲が更に高揚し、安全・安定輸送が万全に確保できるのである。

今年 は J R 発足 25 周年 の年 である 。 国鉄改革以降ここまで会社を発展させてきた長年の社員の労苦にも応えるべきである。従つて以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

### 記

1. 2012年度年末手当とは別に、社員及び専任社員に一律5万円を支給すること。
2. 前項に関わらず、社員及び専任社員にジェイアール東海高島屋の商品券5万円相当を支給すること。この場合、ジェイアール東海高島屋店舗に赴けない社員及び専任社員のために、カタログ購入も可能にすること。
3. 1項及び2項は2012年12月末日までに実施すること。

### 会社説明

申第20号については、年末手当の上積みを要求するものであり信義則違反である。すでに妥結した年末手当に関する要求に応じるつもりはない。

### 主なやり取り

組合：なぜ要求に応じないのか。申第20号は年末手当とは別に要求するものだ。

会社：申し入れの内容からすれば、年末手当の追加要求である。年末手当交渉を妥結しておいて、年末手当に関することを要求することは信義則に反する

組合：年末手当は不満ながらも妥結した。年末手当とは別に要求することに問題はないではないか。

会社：会社は追加の上積み要求と判断した。もし貴側が年末手当の妥結を撤回し、申第20号を年末手当の再々申し入れとして議論したいというならば、応じるのはやぶさかではないが、その場合は支給日が延期することになる。

組合：組合としては年末手当の妥結撤回は考えていない。あくまで年末手当とは別の労使協議を開催すべきだと考える。

会社：それでは交渉に応じるつもりはない。

組合：会社は年末手当の妥結を撤回して議論する場合は、支給日が延期されると言っていたが、これは全社員の支給日が延期となるのか。

会社：貴側の組合だけになる。妥結を撤回して議論するとなると、事務作業等の都合上どうしても遅れることになる。

組合：そのようなことは組合員の動揺を招くことになり、会社が組合の弱体化を狙ったものになる。

会社：あくまで事務作業上の問題だ。他の意図はない。

組合：そもそも年末手当とは別問題だ。JR発足25周年を節目にした福利厚生の一環でもある。

会社：その様なことを含めて年末手当交渉の中で議論すれば良かったではないか。

組合：議論していないから別の申し入れとして提出した。

会社：とにかく会社としては申第20号は年末手当の追加の上積みを要求したものと判断しているので交渉に応じるつもりはない。

組合：対立を確認する。

以 上